

優良勤労障害者知事表彰要領

高知県子ども・福祉政策部 障害保健支援課

1 趣 旨

障害を克服し、模範的な職業人として長期勤続する障害者に対し知事表彰を行い、その努力と功績を称えるとともに、これを県民に周知し、本人はもとより他の障害をもつ勤労者の励みとし、もって障害者の雇用の促進を図ることとする。

2 表彰の対象

(1) 表彰基準に該当するもので、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部が高知県と協議のうえ知事に推薦したのから審査のうえ決定する。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

ア 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 法人その他の団体であって、その長又は代表者が前号のいずれかに該当するもの

エ 次のいずれかに該当すると認めるもの

(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この号において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの

(イ) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるもの

(ウ) その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

(エ) 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

(オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

(カ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(キ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

(ク) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

- (ケ) 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
- (コ) 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと知事が認めるもの

3 表彰基準

就職している障害者で、その障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛されているもので、障害者としての勤続年数が原則として10年以上のもの、かつ、これまでに知事表彰を受けていないもの。

ただし、勤続年数が10年未満のものであっても、特に優秀と認められる障害者については、その理由等の詳細を添えて推薦しても差し支えない。

4 表彰基準

若干名とする。

5 表彰の伝達式

表彰状は、この表彰の趣旨を考慮し、原則として、障害者雇用支援月間（9月）又は障害者週間（12月3日から9日まで）中に表彰式を開催し、その会場において伝達するものとする。

なお、厚生労働大臣賞、独立行政法人高齢・障害・求職者機構理事長賞の該当先があれば、同時に表彰するものとする。

6 その他

- (1) 選定にあたっては、年齢、勤続年数、障害程度を重視する。
- (2) 同一事業所からの推薦は各年度2名以内とする。
- (3) 推薦は別紙様式による。

附則

この要領は平成20年10月1日から実施する。

附則

この要領は平成24年8月21日から実施する。

附則

この要領は平成30年8月14日から実施する。

附則

この要領は令和3年5月28日から実施する。

附則

この要領は令和6年5月8日から実施する。